



# 資料





# 1 まちづくりに関するアンケート調査(町民)

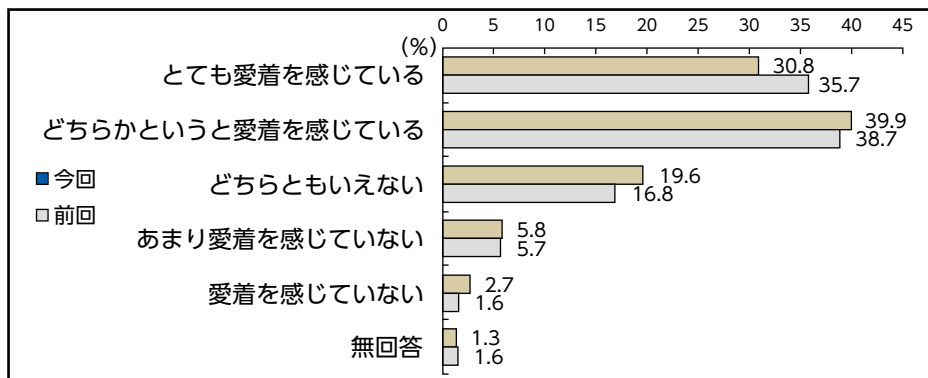
## (1) 概要

現在本町では、第5次総合計画後期基本計画及びデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定にあっています。将来のまちづくりに反映していくため、町民を対象としたアンケート調査を実施しました。

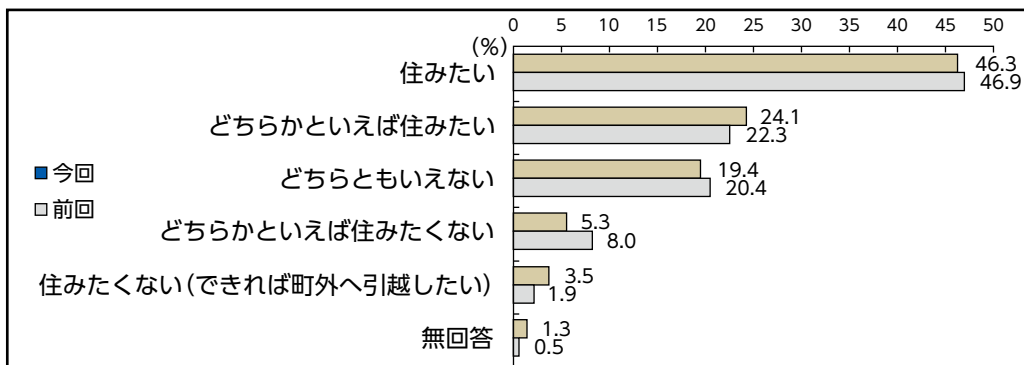
項目	内容	前回
調査対象	18歳以上の神崎町内在住者	//
配布数	2,000票	//
調査方法	調査票郵送ならびにWEB調査	郵送法
調査時期	令和6年10月～11月	令和元年9月
調査地区	町内全域	//
有効回収数	792票	636票
回収率	39.6%	31.8%

## (2) 調査結果(一部抜粋)

### ① 愛着度



### ② 定住意向



## 2 まちづくりに関するアンケート調査(中学生)

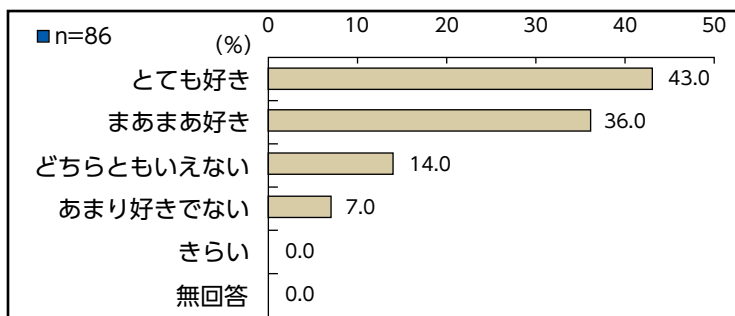
### (1) 概要

現在本町では、第5次総合計画後期基本計画及びデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定にあたっています。将来のまちづくりに反映していくため、中学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

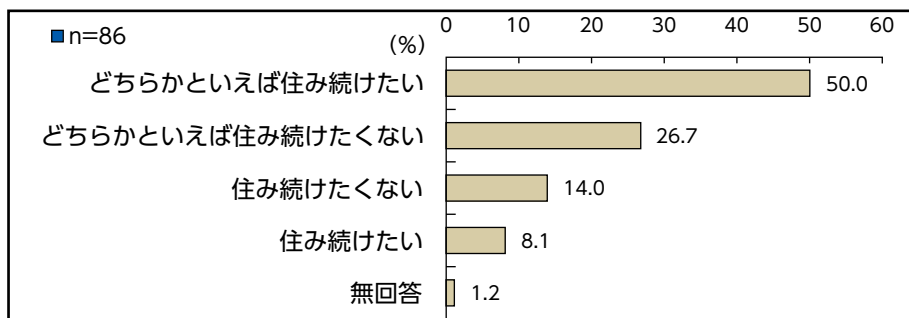
項目	内容
調査対象	町内中学校生徒
調査方法	WEB 調査
調査時期	令和6年11月
有効回収数	89票

### (2) 調査結果(一部抜粋)

#### ① 愛着度



#### ② 定住意向



## 3 ワークショップ

住民、中学生、町若手職員が、自ら政策を生み出す「マチュア・ソサエティ」というゲーム方式のワークショップを行うワークショップを複数回開催しました。概要は以下のとおりです。

令和7年3月～7月の間、4回に渡って神崎町において、まちづくりゲーム「マチュア・ソサエティ」(『成熟社会』の意味)を用いたワークショップが開催されました。

- マチュア・ソサエティは、まちの人口減少を食い止めるため、
- 「A:くらし」(市街地整備、上下水道、交通、医療、教育・生涯学習、男女共同参画)
  - 「B:しごと」(商工会連携、観光開発、食の開発・販促、地産地消、地域外からの収益)
  - 「C:そなえる」(防災、防犯、備え、子育て、高齢者支援、障がい福祉)
  - 「D:まちづくり」(自治会、町内会、ボランティア、地域活動、交流活動、新たなコミュニティ、勉強会)

…の4分野について、施策の提案をしていくゲームです。参加者は、互いの提案する施策を真剣に評価し合い、高い評価を受けた人が高得点を獲得するようなゲームです。

以下では今回の会議で提案されたアイデアを上記の4分野別に記載します。

### A:「くらし」分野の施策アイデア

#### 一般住民提案

##### ●「公園整備(天の川公園とか)」事業

- 目的:人がのんびり過ごせる場の創出。地域内の交流の場の創出。日陰もありつつ、子どもを連れたり友人同士でピクニックに行けるような公園をつくる(お花いっぱい)。また、その整備をリタイアした方や地域の方々が(親子とか誰でも)水あげに行くなど、自分たちで花の手入れをして、地域内の交流の機会もつくる。

#### 中学生提案

##### ●「交通を増やす」事業

- 電車などの数を増やして、人が行き来しやすいようにする。

##### ●「小・中学校の体育館にエアコンをつける」事業

- 部活などで使う時に、暑くて熱中症にならないように。温暖化のため、教育委員会が出す。予算2,000万。

## B:「しごと」分野の施策アイデア

### 町職員提案

#### ●「発酵×オーガニック」事業

- 「町のブランディング、独自性」をコンセプトとし、観光振興、農業、食育(オーガニック)、子育て支援(学校給食)。予算1,000万。

### 一般住民提案

#### ●「民宿事業・空き家ホテル」事業

- 「宿をつくって観光客に存分にお酒を飲んでもらう！」をコンセプトとし、内容:空き家を活用し、リノベして宿泊施設にする。メリット:雇用も生まれる。空き家問題も解決する。移住の体験へとつなげる。

## C:「そなえる」分野の施策アイデア

### 一般住民提案

#### ●「高齢者の運動不足改善」事業

- 内容:高齢者が気軽に運動できる場所をつくる⇒いざという時に自力で避難できるようにする。人が集まることでコミュニティもつくれる→ボケ防止にもなる。

### 中学生提案

#### ●「町全体で避難訓練！」事業

- 「災害で死傷者を出さないために」をコンセプトとし、避難場所の共有。地区ごとでの協力体制を高める。

## D:「まちづくり」分野の施策アイデア

### 一般住民提案

#### ●「地域活動」事業

- やりたいことが叶う場をつくり、小さなマルシェや、食品の加工、販売をやりたい人を募って、新しい産業のスタートアップを応援する場(を、町がつくり、民間で運営)。やってみたいけど営業許可がないとか、販売する場所がない……を解決していくキッカケの地域活動が生まれると良いな。

### 中学生提案

#### ●「町民交流会」事業

- 「町に住んでいる人と仲を深める」をコンセプトとし、大人と学生が集まって、自分の趣味などについて話す。普段あまり会わない人のことを知ることができるので、考え方が広がる。

## 4 用語解説

(五十音順)

用語	解説
ICT(アイシーティー)	インターネットや情報通信を活用した技術のことです。
空き家再生(あきやさいせい)	使われていない住宅を改修して活用することです。
RPA(アールピーイー)	パソコンで行う定型的な作業をソフトウェアが自動で行う仕組みのことです。業務の効率化に活用されます。
EC販売	インターネット上で商品を販売することです。オンラインショップなどを通じて商品を購入できる仕組みを指します。
ウェルネス	心と体の両方が健康で、いきいきとした生活を送ることを目指す考え方です。単に病気がない状態ではなく、心身ともに良い状態を保つことを意味します。
ウェルネスツーリズム	健康づくりやリフレッシュを目的とした旅行のことです。自然体験や食、温泉、運動などを通じて心身の健康を高める観光スタイルを指します。
SDGs(エス・ディー・ジーズ)	「持続可能な開発目標」の略称で、2030年までに世界が達成すべき17の目標のことです。貧困や環境問題、教育など幅広い分野が含まれます。
AI(エーアイ)	人の知能のように学習や判断を行うコンピュータ技術です。
AI-OCR	紙の書類に書かれた文字を、機械が光で読み取り、自動でデータにする仕組みのことです。
おでかけ支援	高齢者などの移動を支援する取り組みです。
OJT(On the Job Training)	職場で実際の仕事を通じて行う研修のことです。先輩職員などが実務を通じて指導し、知識や技術を身につけます。
オーガニック(有機農業)	農薬や化学肥料に頼らず、環境に配慮して行う農業のことです。
介護予防(かいごよぼう)	介護が必要な状態にならないようにする取り組みのことです。
回遊性(かいゆうせい)	地域の中を巡りながら観光や買い物を楽しめる状態のことです。
関係人口(かんけいじんこう)	住んでいなくても、仕事や交流などで地域と関わりを持つ人のことです。
機能別消防団員	特定の役割や時間帯に限定して活動する消防団員のこと。仕事や家庭の事情に配慮し、参加しやすくする仕組みです。
行財政(ぎょうざいせい)	行政の運営と財政の運営を合わせた言葉です。
共生社会(きょうせいしゃかい)	年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが支え合って暮らす社会です。

用語	解説
クラウドファンディング	インターネットを通じて、多くの人から少額ずつ資金を集める仕組みのことです。地域イベントや公共事業の資金調達方法の一つとして活用されています。
健康寿命(けんこうじゅみょう)	健康で自立して生活できる期間のことです。
KGI(ケージーアイ)	計画の最終的な目標を示す指標のことです。施策の成果を大きな視点で測るために使います。
KPI(ケーピーアイ)	目標達成に向けた進捗具合を測る指標のことです。取り組みの進捗を確認するために使います。
後期基本計画 (こうききほんけいかく)	総合計画の後半期間に実施する具体的な取り組みを示した計画です。
交流人口(こうりゅうじんこう)	観光やイベントなどで地域を訪れる人のことです。
高齢化(こうれいか)	高齢者の割合が増える社会の変化のことです。
持続可能(じぞくかのう)	将来にわたって続けていける状態のことです。
社会保障(しゃかいほしょう)	医療・年金・福祉など生活を支える制度のことです。
少子高齢化(しょうしこうれいか)	子どもの数が減り、高齢者が増える社会の変化のことです。
人口減少(じんこうげんしょう)	出生数の減少などにより人口が減っていくことです。
CMS(シーエムエス)	ホームページの文章や画像を専門知識がなくても簡単に更新できるシステムのことです。
スマート技術	AI(人工知能)やICT、センサー、データ分析などのデジタル技術を活用して、作業やサービスを効率化・高度化する技術のことです。
スマート公共施設	デジタル技術を活用して効率的に運営する公共施設のことです。
スマート農業	ICTやロボットなどの技術を活用した効率的な農業のことです。
総合計画(そうごうけいかく)	町のまちづくりの方向性を示す最も基本となる計画です。
総合戦略(そうごうせんりやく)	人口減少対策などを重点的に進めるための計画です。
Society5.0(ソサエティ5.0)	AIやデータなどの先端技術を活用して、便利で快適な社会を実現する日本の未来社会の考え方です。
地域ケア会議	医療・介護・福祉の関係者が集まり、高齢者の支援方法や地域課題を話し合う会議のこと。地域包括支援センターが中心となって行います。

用語	解説
地域資源(ちいきしげん)	自然・文化・特産品など地域の魅力となるものです。
地域ブランド	地域の特産品や文化などの価値を高め、魅力として発信することです。
地域包括支援センター	高齢者の相談や介護支援を行う地域の窓口です。
地産地消(ちさんちしょう)	地域で作られたものを地域で消費することです。
定住(ていじゅう)	地域に住み続けることです。
デジタル化	紙や手作業で行っていたことをコンピュータなどで行うようにすることです。
DX (デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術を活用して生活や仕事の仕組みをより良く変えることです。
ドローン	無人で飛行できる小型の航空機のことです。遠隔操作や自動制御によって空を飛び、空撮や点検、農薬散布、災害時の状況確認など、さまざまな用途に活用されています。
ハイウェイオアシス	高速道路から直接利用できる休憩や観光のための施設です。
発酵ウェルネス	発酵食品などを活用した健康づくりの取り組みです。
発酵文化(はっこうぶんか)	発酵食品づくりなど地域に根付いた食文化のことです。
バリアフリー	段差をなくすなど、誰でも利用しやすい環境にすることです。
PDCA(ピーディーシーイー)	計画→実行→評価→改善を繰り返して取り組みを良くしていく考え方です。
福祉避難所	高齢者や障がいのある人など、特別な配慮が必要な方のために開設される避難所のこと。専門的な支援体制や設備を備えています。
分野横断プロジェクト (ぶんやおうだん)	複数の分野が連携して取り組む重点施策のことです。
放課後等デイサービス	障がいのある子どもが、放課後や長期休暇中に通い、生活能力の向上や社会との関わりを学ぶための支援サービスです。療育や集団活動などを通じて成長を支援します。
防災(ぼうさい)	災害に備えて被害を減らす取り組みのことです。
ボランティアセンター機能	社会福祉協議会が担うボランティア登録・マッチング・育成支援機能を指します。
モニタリング	取り組みの進み具合を確認し、改善につなげることです。

用語	解説
有機農業(ゆうきのうぎょう)	農薬や化学肥料をできるだけ使わずに行う農業のことです。
レジリエンス	災害や社会の変化などの困難に直面しても、柔軟に対応し回復できる力のことです。地域や社会の強さを表す言葉として使われます。

## 5

## 神崎町総合開発審議会設置条例

平成9年1月27日  
条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、神崎町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次の事務を調査審議する。

- (1) 町の総合計画の策定に関すること。
- (2) 町の総合的な開発計画に関すること。
- (3) その他地域開発に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 1人
- (2) 各種団体を代表する者 6人
- (3) 学識経験者 3人

3 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、第2条に規定する所掌事務に応じ、各担当所管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

(神崎町総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神崎町総合計画審議会条例(昭和59年神崎町条例第12号)
- (2) 神崎町開発審議会条例(昭和63年神崎町条例第16号)

( 神崎町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

- 3 神崎町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 ( 昭和 31 年神崎町条例第 9 号 ) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則 ( 平成 14 年条例第 30 号 )

この条例は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附則 ( 平成 18 年条例第 4 号 ) 抄

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 ( 令和 6 年条例第 12 号 )

( 施行期日 )

この条例は、公布の日から施行する。

## 6

## 神崎町総合開発審議会委員名簿

区分	役職	氏名	備考
町議会議員		高柳 智	
各種団地を 代表する者	副会長	石橋 公夫	農業委員
		小川 泰求	教育委員
		石橋 涉	区長会
		高橋 達也	商工会(青年部)
		坂本 直	下総土地改良区
		宮崎 照子	女性の会
学識経験者	会長	長竿 伸一	
		大嶋 一宏	
		後藤 行也	

## 7 諮問・答申

### (1) 諮問

神総第548号  
令和7年12月15日

神崎町総合開発審議会  
会長 長竿 伸一 様

神崎町長 椿 等

神崎町第5次総合計画後期基本計画及び  
第3期神崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略について(諮問)

神崎町第5次総合計画後期基本計画及び第3期神崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略  
について、神崎町総合開発審議会設置条例第2条第1項第1号の規定により諮問します。

## (2) 答申

令和8年2月25日

神崎町長 椿 等 様

神崎町総合開発審議会  
会 長 長竿 伸一

### 神崎町第5次総合計画後期基本計画及び 第3期神崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略について(答申)

令和7年12月15日付け、神総第548号で諮問されました神崎町第5次総合計画後期基本計画及び第3期神崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 記

本計画については、町の将来像の実現に向けた施策の方向性が整理され、今後のまちづくりを進める上で適切な内容となっているものと認められることから、概ね適切なものと認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、人口減少対策をはじめとする重要課題に的確に対応するとともに、社会情勢の変化や財政状況を踏まえ、施策の優先順位付けや進捗管理を適切に行いながら、実行性の高い計画運営に努められるよう要望します。

## 8 策定経過

期 日		
令和6年	11月1日～11月30日	町民アンケート
令和7年	2月17日	町長トップインタビュー
	3月26日	町職員によるワークショップ
	6月20日～6月21日	町民ワークショップ
	7月12日	神崎中学校の生徒によるワークショップ
	7月30日	総合計画検討部会開催
	9月18日～9月19日	後期基本計画シート作成各課ヒアリング
	10月29日	総合開発審議会開催(計画策定の主旨)
	11月4日	総合計画推進本部会議開催
	12月1日	総合計画推進本部会議開催
	12月5日	町議会全員協議会にて説明
	12月15日	総合開発審議会開催(後期基本計画・総合戦略案について諮問)
	12月22日～1月16日	計画書案の閲覧及び住民意見(パブリックコメント)募集
令和8年	2月25日	総合開発審議会開催(後期基本計画・総合戦略案について答申)
	3月19日	住民意見募集結果と町の考え方を公表(町HP、役場窓口)

神崎町第5次総合計画後期基本計画  
第3期神崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略

---

神崎町役場

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿 163 番地  
電話番号:0478-72-2111(代表) ファクス番号:0478-72-2110